

① 件 名
石巻市牡鹿地区市民バスの使用料の改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 牡鹿地区市民バスの使用料については、石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例の規定により乗車区間に応じた料金区分としているが、東日本大震災による生活環境の極端な変化に対応して、平成23年12月から特例措置として乗車1回につき100円で運用してきたところである。 震災後の牡鹿地区の生活環境は、住宅の高台移転等が完了したものの小売店等の消費生活環境が整っていないことから、ミヤコーバスに乗り継ぎ、渡波・鹿妻地区の商業施設に通わざるを得ない状況にある。</p> <p>【目的】 特例措置を廃止した場合、バス利用者の大幅な負担増となることから、その影響を緩和するため、牡鹿地区市民バスの使用料の見直しを図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例（平成17年4月1日条例第284号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕】 第6章 地域の個性が輝き融和するまち 第4節 だれもが利用しやすい、生活を支える公共交通を確保する 1 だれもが移動可能な手段を確保する 2 離島の交通手段を確保する</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】 石巻市総合交通戦略 基本方針4 多様な主体の連携と協働により、将来に渡り継続できる地域公共交通を構築する 1 行政、交通事業者、市民それぞれの役割及び負担の明確化</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成20年 5月 使用料・手数料見直し指針を策定 平成27年 2月 石巻市行財政運営プランに使用料・手数料見直しの取組項目を記載 平成30年 6月 第1回行財政改革推進本部にて見直し方針の審議・承認 8月 内容にかかるヒアリング実施 10月 料金改定対象外・別枠改定対象施設とする旨の通知 平成31年 1月 石巻市地域公共交通会議にて承認</p>

⑤ 主な内容			
【東日本大震災に伴う使用料の見直し】			
区 分	本則規定による使用料	改 正	現 行
		特例措置による使用料	
定額区間内で乗車する場合	200円	平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間、乗車1回につき200円	当分の間、乗車1回につき100円
定額区間を一つ越えて乗車する場合	300円		
定額区間を二つ以上越えて乗車する場合	400円		
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】 使用料の見直しにより、将来にわたり継続可能な地域公共交通が確保されるとともに、市民生活の安定に寄与するもの。			
【市財政への負担】 使用料収入見込（平成31年度） 1,181千円の増額			
【参考】 運行実績及び予算執行状況			
	H27	H28	H29
一般利用	17,229人	16,195人	15,760人
教育目的利用	9,321人	8,907人	9,424人
利用者数合計	26,550人	25,102人	25,184人
運行便数	7,068便	7,208便	7,259便
事業費	29,894千円	30,192千円	30,920千円
使用料収入	1,292千円	1,207千円	1,182千円
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例の一部改正について提案（平成31年4月1日施行）			
4月 改定使用料の施行			
⑨ その他			